

知保発第368号

令和7年1月20日

知多市国民健康保険運営協議会

会長 渡辺正敏様

知多市長 宮島壽男

知多市国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の
改定について（諮問）

知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得を別紙のとおり改定することについて、知多市国民健康保険運営協議会規則（昭和45年知多市規則第41号）第2条の規定によって、貴協議会の意見を求めます。

知多市国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の改定について

1 改定の経緯

赤字削減・解消計画に基づき、令和6年度から税率改定を毎年行うことにより、令和8年度に赤字である決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を解消するもの。

また、令和7年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の判定所得が引き上げられることになり、令和7年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっている。

2 改定の理由

- ・医療の高度化により医療費が増える一方で、国民健康保険の加入者の減少により国民健康保険税が減収する中、将来にわたり国保財政を安定的に運営するため。
- ・課税限度額の引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求め、中間所得者層の負担緩和を図りつつ、軽減判定所得の引き上げにより、低所得者層の負担を軽減するため。

3 改定内容及び影響額

(1) 税率

区 分		改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	所得割(%)	7.10	5.85	1.25
	均等割(円)	31,500	26,000	5,500
	平等割(円)	20,400	20,400	なし
後期高齢者支援金等課税額分	所得割(%)	2.60	2.60	なし
	均等割(円)	11,300	10,600	700
	平等割(円)	7,300	7,200	100
介護納付金課税額分	所得割(%)	2.20	2.10	0.10
	均等割(円)	11,100	10,800	300
	平等割(円)	5,500	7,200	△1,700
調定額の合計(円)		1,713,146,800	1,538,482,600	174,664,200
一人当たり調定額(円)		118,804	106,691	12,113

(2) 課税限度額

ア 改定内容

区 分	改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	660,000 円	650,000 円	10,000 円
後期高齢者支援金等課税額分	260,000 円	240,000 円	20,000 円
介護納付金課税額分	170,000 円	170,000 円	なし
計	1,090,000 円	1,060,000 円	30,000 円

イ 影響額（令和6年度課税データによる令和7年度税率での試算）

区 分	限度額超過世帯数			影響額 (調定増加額)
	改 定 後	改 定 前	増 減	
基礎課税額分	135世帯	138世帯	△3世帯	3,896,558円
後期高齢者支援金等課税額分	116世帯	136世帯	△20世帯	

(3) 軽減判定所得

ア 改定内容

区 分	軽減判定基準（世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計額）
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯
5割軽減	43万円+ 30万5千円（現行29万5千円） ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯
2割軽減	43万円+ 56万円（現行54万5千円） ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯

注）・軽減判定所得は世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計額で算定する。

- ・軽減判定所得以下の世帯について、軽減措置が講じられ、区分に応じてそれぞれ保険税の均等割額及び平等割額が軽減される。

イ 影響額（令和6年度課税データによる令和7年度税率での試算）

区 分		改 定 後	改 定 前	増 減
5割軽減 世帯数	基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分	1,407世帯	1,334世帯	73世帯
	介護納付金課税額分	491世帯	468世帯	23世帯
2割軽減 世帯数	基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分	1,300世帯	1,307世帯	△7世帯
	介護納付金課税額分	343世帯	349世帯	△6世帯
影響額（調定減少額）				△3,511,128円